

資料3

平成29年3月市議会提出条例について

(当初提案)

【目次】

1	福知山市自治基本条例	1 P
2	福知山市ふるさと納税基金条例	2 P
3	福知山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	3 P
4	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3 P
5	福知山市実費弁償条例等の一部を改正する条例	4 P
6	福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	4 P
7	福知山市税条例等の一部を改正する条例	4 P
8	福知山市企業誘致促進及び操業支援条例	6 P
9	福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	8 P
10	福知山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例	8 P
11	福知山市医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例	8 P
12	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	9 P
13	福知山市立公民館条例の一部を改正する条例	9 P
14	福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	10 P

1 福知山市自治基本条例（新規）【企画課】

1 制定の理由

福知山市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会、市長等の役割及び責務を明確にし、自治の原則を定めることにより個性豊かで多様性にあふれる福知山市を創造するため、この条例を制定する。

2 制定の内容

- (1) 福知山市民一人一人が互いに人権を尊重し、対話や交流により自助・共助・公助が機能する仕組みを築き、市民と市（市議会及び市をいう。以下同じ。）が対等の立場で協働し、個性豊かで多様性にあふれる福知山市を創造する旨を定めることとした。 (前文関係)
- (2) 福知山市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会、市長等の役割及び責務を明確にし、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とすることとした。 (第1条関係)
- (3) 用語の定義をすることとした。 (第2条関係)
- (4) 本市の推進する自治の原則について定めることとした。 (第3条関係)
- (5) 市民は、まちづくりに参画する権利及びまちづくりについて学ぶ権利を有する旨を定めることとした。 (第4条関係)
- (6) 市民のまちづくりにおける役割を定めることとした。 (第5条関係)
- (7) 市議会の役割及び権限について定めることとした。 (第6条関係)
- (8) 市議会の責務について定めることとした。 (第7条関係)
- (9) 市議会議員の役割及び責務について定めることとした。 (第8条関係)
- (10) 市長の役割及び責務について定めることとした。 (第9条関係)
- (11) 職員の役割及び責務について定めることとした。 (第10条関係)
- (12) 市民及び市は、まちづくりに関する情報の共有をする旨を定めることとした。 (第11条関係)
- (13) 市民への市に関する情報の公開について定めることとした。 (第12条関係)
- (14) 市の個人情報の保護について定めることとした。 (第13条関係)
- (15) 政策に係る経過、内容、目標達成状況等を、市が市民へ説明する責任について定めることとした。 (第14条関係)
- (16) 市長の行政運営の原則として、地域資源の活用及び戦略的な施策展開を図る旨を定めることとした。 (第15条関係)
- (17) 市長は、計画的な行政運営を行う旨を定めることとした。 (第16条関係)
- (18) 市長は、法令遵守及び公益通報の体制の整備及び仕組みの運用を行う旨を定めることとした。 (第17条関係)
- (19) 市長の行政における適正手続について定めることとした。 (第18条関係)
- (20) 市長の自律的な財政運営について定めることとした。 (第19条関係)
- (21) 災害等への市民及び市の対応について定めることとした。 (第20条関係)
- (22) 市民の政策形成及び実施過程への参画について定めることとした。

- (第 2 1 条関係)
- (23) 市民に意見を求める場合に設置することができる審議会等について定めることとした。 (第 2 2 条関係)
- (24) 住民投票について定めることとした。 (第 2 3 条関係)
- (25) 協働によるまちづくりに係る市民及び市の取り組む姿勢並びに市が行う適切な措置について定めることとした。 (第 2 4 条関係)
- (26) コミュニティ活動に係る市民及び市の取り組む姿勢について定めることとした。 (第 2 5 条関係)
- (27) 市民による地域づくり組織の設置等について定めることとした。 (第 2 6 条関係)
- (28) この条例を本市の自治の推進における最高規範とする旨を定め、市民参画の状況把握及び状況改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置することとした。 (第 2 7 条関係)
- (29) 国及び京都府との適切な関係の構築について定めることとした。 (第 2 8 条関係)
- (30) 他の自治体との協力及び連携について定めることとした。 (第 2 9 条関係)

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

2 福知山市ふるさと納税基金条例（新規）【財政課】

1 制定の理由

福知山市ふるさと納税基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) ふるさと納税制度により寄せられた寄附金をそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、基金を設置することとした。 (第 1 条関係)
- (2) 基金への積立ては、(1) の寄附金及び基金から生ずる利子とすることとした。 (第 2 条関係)
- (3) 基金に属する現金の管理について定めることとした。 (第 3 条関係)
- (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。 (第 4 条関係)
- (5) 財政上必要があると認めるときの繰替運用について定めることとした。 (第 5 条関係)
- (6) (1) の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができることとした。 (第 6 条関係)

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

**3 福知山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(一部改正)【職員課】**

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年福知山市条例第20号）の一部改正（改正条例第1条関係）

ア 法改正に伴い、引用する条項のずれを改め、文言の整理を行うこととした。（第2条の2関係）

(2) 福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和26年福知山市条例第32号）の一部改正（改正条例第2条関係）

ア 法改正に伴い、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の整理を行うこととした。（第8条の2第1項及び第4項関係）

3 施行期日

平成29年4月1日

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行並びに指定管理者選定等委員会委員及び地域自立支援協議会委員に専門委員を設けることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 法改正による農業委員会組織の見直しにより、農業委員会の特別職の職員の区分の一部を改め、農地利用最適化推進委員を設けることとした。

（別表第8号関係）

(2) 指定管理者選定等委員会委員に専門委員を設け、報酬の額を改めることとした。（別表第64号関係）

(3) 地域自立支援協議会委員に専門委員を設けることとした。

（別表第71号関係）

3 施行期日

平成29年4月1日

5 福知山市実費弁償条例等の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市実費弁償条例（昭和24年福知山市条例第8号）の一部改正

（改正条例第1条関係）

ア 文言の整理を行うこととした。

（第1条及び第2条関係）

(2) 福知山市旅費支給条例（昭和27年福知山市条例第5号）の一部改正

（改正条例第2条関係）

ア 費用弁償をする職員に農地利用最適化推進委員を加えることとした。

（第15条第1項第5号関係）

3 施行期日

平成29年4月1日

6 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

市長の給料月額の特減を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、市長の給料月額について10パーセントの特減を行うこととした。

（附則第27項関係）

3 施行期日

平成29年4月1日

7 福知山市税条例等の一部を改正する条例（一部改正）【税務課】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市税条例（昭和25年福知山市条例第14号）の一部改正
（改正条例第1条関係）
- ア 個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限を平成33年12月31日まで延長することとした。（附則第7条の3の2関係）
- イ 軽自動車税のグリーン化軽課特例を1年延長することとした。
（附則第16条関係）
- (2) 福知山市税条例の一部改正
（改正条例第2条関係）
- ア 税申告書に係る不申告に関する過料について、軽自動車税の種別割及び環境性能割に係る規定を加えることとした。（第8条関係）
- イ 納期限後に納付する税金に係る延滞金について、軽自動車税の環境性能割に係る規定を加えることとした。（第16条関係）
- ウ 軽自動車税の納税義務者等について整理の上、改めることとした。
（第45条関係）
- エ 軽自動車税のみならず課税について定めることとした。（第45条の2関係）
- オ 軽自動車税の環境性能割の課税標準について定めることとした。
（第45条の4関係）
- カ 軽自動車税の環境性能割の税率について定めることとした。
（第45条の5関係）
- キ 軽自動車税の環境性能割の徴収方法について定めることとした。
（第45条の6関係）
- ク 軽自動車税の環境性能割の申告納付について定めることとした。
（第45条の7関係）
- ケ 軽自動車税の環境性能割の減免について定めることとした。
（第45条の8関係）
- コ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めることとした。
（附則第15条の2関係）
- サ 軽自動車税の環境性能割の減免の特例について定めることとした。
（附則第15条の3関係）
- シ 軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例について定めることとした。
（附則第15条の4関係）
- ス 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めることとした。
（附則第15条の5関係）
- セ 軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めることとした。
（附則第15条の6関係）
- ソ 文言の整理等を行うこととした。（第45条の3、第47条、第48条、第48条の3、第49条、第49条の2、第50条の2及び附則第16条関係）
- (3) 福知山市税条例の一部を改正する条例（平成27年福知山市条例第1号）の一部改正
（改正条例第3条関係）
- ア 文言の整理を行うこととした。（附則第3条第7項の表関係）

- (4) 福知山市税条例等の一部を改正する条例（平成28年福知山市条例第3号）の一部改正（改正条例第4条関係）
 ア 消費税率引上げ時期の変更に伴い、法人市民税法人税割の税率改正の実施時期を平成31年10月1日に変更することとした。
 （第1条、第1条の2及び附則第1条から第3条関係）

3 施行期日

- (1) ア及び(4) 公布の日
 (1) イ 平成29年4月1日
 (2) 及び(3) 平成31年10月1日

8 福知山市企業誘致促進及び操業支援条例(新規)【移住企業立地推進課】

1 制定の理由

企業誘致及び操業支援施策の推進に伴い、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 福知山市に工場等の新設等をする企業の誘致促進を図るとともに操業を支援し、本市の経済の活性化及び市民の雇用機会の増大に資することを目的とした。
 （第1条関係）
 (2) 用語の定義をすることとした。
 （第2条関係）
 (3) 指定事業者の指定について定めることとした。
 （第3条関係）
 (4) 奨励措置を次の措置とした。
 （第4条関係）
 ア 工場等に係る固定資産税の課税の免除
 イ 奨励金の交付
 ウ 工場等の新設等のための便宜の供与
 (5) (4) アの固定資産税の課税の免除を3年度間とすることとした。
 （第5条関係）
 (6) (4) イの奨励金の交付について定めることとした。（第6条及び別表関係）

名称	交付する額
雇用奨励金	1 本市に工場等を有しない事業者 (1) 操業年度（基準：操業日） 常用雇用者×10万円（アネックス京都三和の場合は、15万円） ※U・Iターン者があるときは、その者×10万円を加算する。 (2) 操業年度の翌年度（基準：翌年度の1月1日） 常用雇用者×10万円（アネックス京都三和の場合は、

	<p>15万円)－操業年度の交付額(U・Iターン者加算分を除く。)</p> <p>(3) 操業年度の翌々年度(基準:翌々年度の1月1日) 常用雇用者×10万円(アネックス京都三和の場合は、15万円)－操業年度及び翌年度の交付額(U・Iターン者加算分を除く。)</p> <p>2 本市に工場等を有する事業者</p> <p>(1) 操業年度(基準:操業日) 常用雇用者×10万円</p> <p>(2) 操業年度の翌年度(基準:翌年度の1月1日) 常用雇用者×10万円－操業年度の交付額</p> <p>(3) 操業年度の翌々年度(基準:翌々年度の1月1日) 常用雇用者×10万円－操業年度及び翌年度の交付額</p>
工場等新設等奨励金	<p>1 操業年度(基準:操業日) 工場等の延べ面積1平方メートル×2,000円</p> <p>2 操業年度の翌年度(基準:翌年度の1月1日) 工場等の延べ面積1平方メートル×2,000円－操業年度の交付額</p> <p>3 操業年度の翌々年度(基準:翌々年度の1月1日) 工場等の延べ面積1平方メートル×2,000円－操業年度及び翌年度の交付額</p>
工場等建替え奨励金	<p>除却する工場等の延べ面積1平方メートル×1,000円</p>

- (7) (4) ウの工場等の新設等のための便宜の供与について定めることとした。(第7条関係)
- (8) 指定事業者が行う届出について定めることとした。(第8条関係)
- (9) 指定の承継について定めることとした。(第9条関係)
- (10) 指定の取消し等について定めることとした。(第10条関係)
- (11) 報告及び調査について定めることとした。(第11条関係)
- (12) 次の条例を廃止することとした。(附則第2項関係)
- ア 福知山市企業誘致促進条例(平成18年福知山市条例第194号)
- イ 福知山市工場等操業支援条例(平成19年福知山市条例第39号)

3 施行期日

平成29年4月1日

9 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【健康推進室】

1 改正の理由

個人番号の利用範囲に係る事務の規定の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

個人番号の利用範囲に係る事務について、根拠となる要綱の題名及び事業の名称を改めることとした。
(別表第1及び別表第2関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

10 福知山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例（一部改正）【健康推進室】

1 改正の理由

福知山市東部保健福祉センターの移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

福知山市東部保健福祉センターの位置を次のとおり改めることとした。

(別表関係)

改正後	現行
福知山市三和町千束515番地	福知山市三和町千束375番地

3 施行期日

規則で定める日

11 福知山市医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【市立福知山市民病院総務課】

1 改正の理由

医師養成確保奨学金等の貸付けを市立福知山市民病院で行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

医師養成確保奨学金等の貸与を市立福知山市民病院で行うこととし、併せて文言の整理を行うこととした。
(第1条から第4条関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

12 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【高齢者福祉課】

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 保険料の減免に係る申請書の提出期限を、次のとおり改めることとした。

(第11条第2項関係)

	改正後	現行
特別徴収	特別徴収対象年金給付の支払日まで	特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日まで
普通徴収	納期限まで	納期限前7日まで

(2) 平成29年度における保険料率の特例を設けることとした。(附則第9条関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

13 福知山市立公民館条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【中央公民館】

1 改正の理由

福知山市立桃映地域公民館を設置するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

公民館の名称及び位置に福知山市立桃映地域公民館を加えることとした。

(第2条関係)

- 3 施行期日
規則で定める日

**14 福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(一部改正)【市立福知山市民病院総務課】**

- 1 改正の理由
市立福知山市民病院の診療科目の増設に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
市立福知山市民病院に次の診療科目を増設することとした。
(第3条第2項第1号関係)
 - (1) 血液内科
 - (2) 腎臓内科
 - (3) 腫瘍内科
 - (4) 糖尿病内科
- 3 施行期日
平成29年4月1日